

大阪市協働指針【実践編】 ～実りある協働事業のプロセスと進め方～ の概要

協働事業の進め方と評価の仕組み

◆協働で行う意義の確認 ～事業を実施する前に～
その事業を協働で行う意義を確認

協働で取り組むのにふさわしい事業＝次のような効果が得られる事業

- ・単独で行うよりも、より質の高い公共サービスを生み出すことができる
- ・市民活動団体や市民にとっても、行政にとっても、地域課題や政策課題を解決するための意識や問題解決力の向上につながる
- ・お互いのもつ特性を活かすことができ、事業の効率性、生産性が高まる

新規・既存を問わず、積極的に協働の取組みを進めていくことが大切

◆協働で行う事業の形態
それぞれの事業に適した事業の形態を選択

協働で行う事業の形態（例）

- ・委託 ・補助・助成 ・共催
- ・その他(後援名義・市民ボランティアの参加促進)

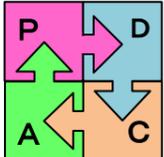
◆協働事業の進め方のプロセス
協働事業に合わせた「PDCAサイクル」による執行管理
⇒事業の質を向上

Plan (計画)

Do (実施・実行)

Check (点検・評価)

Act (処置・改善)



◆協働事業の評価
自己評価と相互評価⇒ 課題の発見、信頼関係の構築

自己評価 市民活動団体と大阪市のそれぞれで振り返りを実施

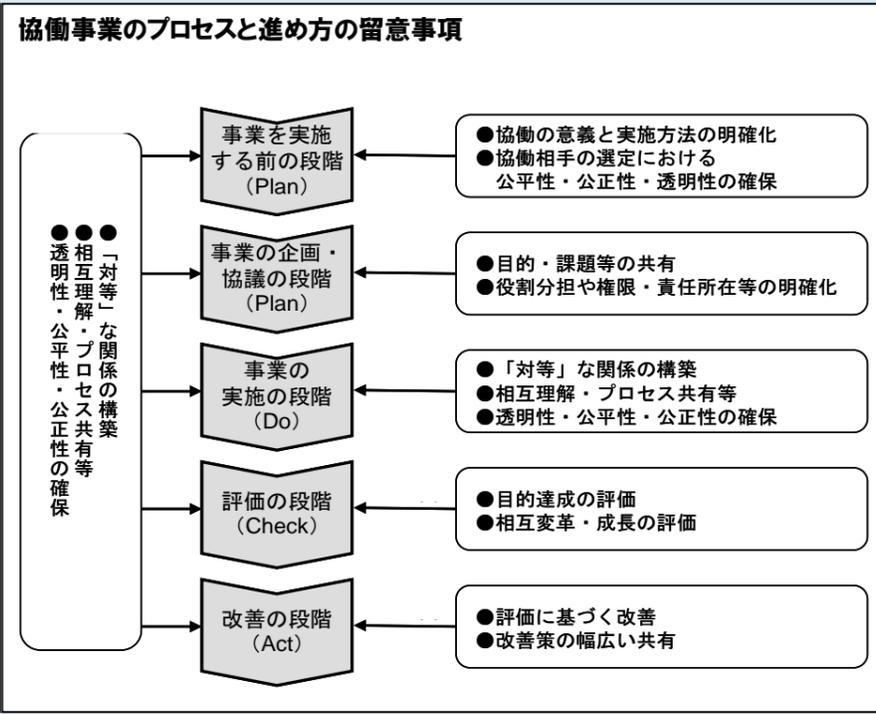
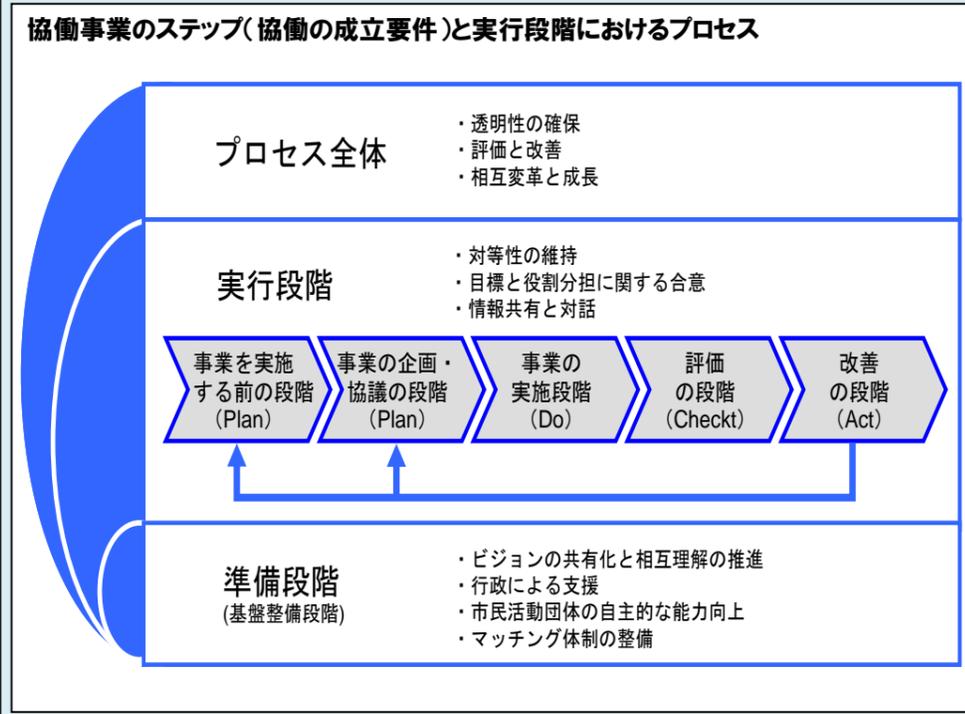
相互評価 自己評価の結果を持ち寄って相互に振り返りを実施

※「事業の『協働』の内容に関する自己評価報告書」を活用

協働の推進に向けた基盤整備

- 協働推進に向けた取組み**
- ◆協働事業に取り組む職員の育成
協働の視点や姿勢をもって事業に取り組む職員を育成するための研修など
 - ◆協働の理念や協働のルールの充実・発展
指針をもとに、協働についての検討の拡大、深化
 - ◆各局・区における協働推進体制の整備
多様な協働を積極的にコーディネートするための行政内の推進体制整備
 - ◆情報の共有及び発信など様々な取組みの推進
行政内における協働事業の事例共有など、協働事業を身近に感じ、より実施しやすくする環境整備
 - ◆市民活動推進のための施設の整備
既存施設転用等、市民活動やその情報交流などの場と機会の充実
 - ◆新しい形の公共の創出につながる市民活動の担い手への支援
市民活動団体が、活動についての知識やノウハウを学ぶ場やスキルアップの機会の提供
 - ◆市民活動を支える資金等の確保に向けた支援
市民活動推進基金の活用による活動資金の補助・助成の拡大など

協働事業の具体的な進め方



➡

大阪市政全体の協働を推進